

「議会改革・運営ビジョン」一覧

大項目	中項目	検討すべき項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由 等 〔現在ある状態〕	実現方策等			
				市議会の方向性 〔議会活動・運営をどうしていく〕	手段・手順・方法 〔どのようにして〕	達成時期等 〔いつまでに〕 ・残された課題	実践してい く場・組織
市議会の責 務 (第22条)	議決の権限を 行使し、市民の 意思を的確に 反映	議員間の自由討議 の実現	<ul style="list-style-type: none"> 議員による質疑と執行機関側の答弁に終始しがちで、議員同士の討議がなされていない。議決に対して責任を持つためには、議員同士がしっかり議論を行うことで、これまで以上に意見集約をし掘り下げていくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 論点や課題など合議体の議会として同じ方向性を見出し、意志をまとめるとともに、多様な意見を代表する議員として、質疑や討論に加え討議による経過や議決の結果を市民に十分説明するため、議員間の自由討議を実施する 自由討議の位置づけを明確にして実践していく 	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会を中心に、行政評価、議会報告会、議決事件等において、議員間の自由討議を実施していく 委員会の議案審査において議員間の自由討議を行う場合は、論点や争点が明らかな場合に限り、①委員の動議 ②委員長の判断によって行う 政策的な課題に係る議員間の自由討議については、「全員参加型の(仮称)政策討論会」のプロセスを経る 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度中における条件整備及び実施時期の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな組織で課題整理 ↓ 委員長会 ↓ 常任委員会
		政策形成のための システムづくり	<ul style="list-style-type: none"> 議員提出による条例等の合意形成の手順は規定されているものの、市民の意見等を政策に反映していくための仕組みや討議の場がないため、政策立案型の議会になっていない 	<ul style="list-style-type: none"> 政策形成サイクルのステップとして、「全議員参加型の(仮称)政策討論会」を設置し、議員間の自由討議により、情報の共有化を図るとともに、合議体の議会としての政策立案能力を高める 	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会活動(議会報告会・行政評価・議案審査以外の対応)及び会派活動、自治法第112条による政策立案、もしくは、政策提言をしようとする場合は、(仮称)政策討論会を開催する 条例づくりを行う議会議案検討委員会においては、自治基本条例で規定している市民参加の仕組みを実践する 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度中における条件整備及び実施時期の明確化 ・どんな時にどのようにして実施するのかが課題 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな組織で課題整理 ↓ 常任委員会 ・(仮称)政策討論会

「議会改革・運営ビジョン」一覧

大項目	中項目	検討すべき項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由 等 〔現在ある状態〕	実現方策等			
				市議会の方向性 〔議会活動・運営をどうしていく〕	手段・手順・方法 〔どのようにして〕	達成時期等 〔いつまでに〕 ・残された課題	実践してい く場・組織
		自治法第96条第2項による議決権の拡大(政策決定領域の拡大)	・重要な政策課題については、議決事件を追加することで、政策決定過程に議会が責任を持ち、執行機関側と切磋琢磨する必要があるため	・地方自治法第96条第2項による議決権の拡大を進める	・議決の対象とする個別計画については、議決の権限が及ぶかどうか、また、議決が及ぶ場合は、どこまで議決すべきか、個別に研究を行い対処する ・法定に基づく計画であるか、条例で長が定めることを規定している計画か、担当課へ照会する	・平成24年度中における実施時期の明確化	・新たな組織で課題整理 ↓ ・全協における協議 ↓ ・議運における決定
		通年議会導入に向けた検討	・地方自治法の改正により通年議会の選択制が導入されることから、メリット、デメリットを明らかにし、議会としての対応を明らかにする必要がある(先進地事例に四日市市議会及び三重県議会がある)	・地方自治法の改正を視野に、通年議会導入に係る研究を深めていく	・通年議会を導入した場合のメリット及びデメリットの洗い出しを行う	・平成25年5月以降(次期改選以降)に検討 ・自治法改正に伴う情報収集が当面の課題	・新たな組織で課題整理 ↓ ・導入の場合は議運の決定が必要
		市民との対話の場の拡充(議会報告会・意見交換会・団体等との懇談・市民会議との懇談など)	・市民との対話の場を増やしていくことが、議会への住民参加を促し、市民の意思を政策等に反映させることにつながる	・現在ある市民との対話の場の充実を図る	・現在行っている議会報告会や各種団体との懇談等の検証を行う	・平成24年度中における実施時期の明確化 ・政策的な課題等に係る市民との情報共有の在り方が課題	・委員長会 ↓ ・常任委員会

「議会改革・運営ビジョン」一覧

大項目	中項目	検討すべき項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由 等 〔現在ある状態〕	実現方策等			
				市議会の方向性 〔議会活動・運営をどうしていく〕	手段・手順・方法 〔どのようにして〕	達成時期等 〔いつまで〔に〕〕 ・残された課題	実践してい く場・組織
	執行機関の活 動を監視、評 価	市民の意見を反映 した行政評価の確 立と行政評価の決 算・予算審査への 連動	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を反映した行政評価が必ずしもできていないことから、検証を行う必要がある ・行政評価により事業の優先順位を決め、大胆な見直しや中止を行わないと、限られた財源の中で、市民ニーズに対応していくことができない。 ・財政破綻を未然に防いだり、後世に負担を強いることが議会の役割(責務)でもある 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価による事務事業の「選択と集中」の実現を図り、議会としての監視機能を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する現場の状況を視察等により常に確認する ・長期的な視点に立って、公会計制度、無駄の排除、財政規律の観点等、財政をマクロに捉え評価を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度中における条件整備等の実施 ・議員の長期的な視点の共有化が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな検討組織で課題整理 ↓ ・委員長会 ↓ ・議運 ↓ ・常任委員会
	政策の立案、 提言内容の充 実を図るため の調査研究活 動	常任委員会単位 における調査研究 の充実と政策立案 機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・議会が追認機関といわれないうようにするためには、委員会活動を充実させ、政策立案により、執行機関側と切磋琢磨し、二代表制としての議会の役割を明確に示していくことが求められている ・常任委員会による先進地視察や調査研究を政策立案に結びつけることが求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の調査研究の充実を図るとともに、政策立案能力を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査(管内・管外視察)の結果について、委員間の自由討議を行い、今後どのように市政に活かしていくか、具体的な方向付けを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度中における実施時期の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長会 ↓ ・常任委員会

「議会改革・運営ビジョン」一覧

大項目	中項目	検討すべき項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由 等 〔現在ある状態〕	実現方策等			
				市議会の方向性 〔議会活動・運営をどうしていく〕	手段・手順・方法 〔どのようにして〕	達成時期等 〔いつまでに〕 ・残された課題	実践してい く場・組織
		常任委員会活動を 充実させるための 複数所属制の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究を充実させ、政策立案ができるようにするためには、専門性を高め、市民の意見等を反映させることができる委員会へ脱皮していくことが求められており、現在の委員会のあり方を検証する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数所属制の検証を行い、見直すべきとの意見が多かったが、一方で継続との意見もあったため、これまでの検証経過を明らかにするとともに、当分の間は、現状を維持することとした 	<ul style="list-style-type: none"> ・しかるべき機関等において、引き続き議論を深めていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度中に結論を出す 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな組織で課題整理
		自治法第100条 の2による専門的 知見の活用 公募市民や外部有 識者が参加する機 関の設置と調査検 討	<ul style="list-style-type: none"> ・外部のアドバイザーのサポートを受け、議会の政策形成の補佐的機能を充実させ、政策立案ができるようにする必要がある ・調査機関を設置することで調査・研究を充実させることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例が発生した段階で、必要に応じて積極的に活用していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例づくりを行う議会議案検討委員会においては、自治基本条例で規定している市民参加の仕組みを実践する 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 ↓ ・実施の場合は議運において決定
開かれた議 会運営 (第23条)	市議会が保有 する情報の公開	賛否の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・議員個々の賛否が合議体としての議会の審議結果につながる。政策決定過程に議会が責任を持つためには、賛否に至る経過や理由等を市民に伝えていかなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・賛否の公開については、関連記事を議会だよりに掲載する 	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議において賛成討論・反対討論があった場合は、討論の経過等を掲載する ・委員会での賛否の討論内容は、委員会のページで掲載する 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年6月から実施(平成24年第2回定例会の議会だよりから) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより編集委員会

「議会改革・運営ビジョン」一覧

大項目	中項目	検討すべき項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由 等 〔現在ある状態〕	実現方策等			
				市議会の方向性 〔議会活動・運営をどうしていく〕	手段・手順・方法 〔どのようにして〕	達成時期等 〔いつまでに〕 ・残された課題	実践してい く場・組織
		議員による議会 ホームページへの 関与	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、事務局職員が作成しているホームページに議員が関与していない。的確なタイミングで適切な情報を市民に伝えていくことができるよう組織的に議員が関与する仕組みを構築する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより編集委員会がホームページの編集に関与していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・編集委員会において、議会事務局職員が入力した掲載内容等を協議し、掲載について決定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度中における条件整備及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより編集委員会
		議案・会議資料の 事前公開 審査後の資料公開	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲で傍聴者に対する資料配布しているものの、事前と事後を含めて、ホームページ等で資料の公開をしていないため、何が審査されているのか十分に伝わっていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の公開については、告示議運で内定した議会日程と議案の項目のみ公開する ・本会議及び委員会、委員会協議会における審査後の資料公開は従前どおり、ホームページ等で会議録として公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・告示議運で内定した事項については、定例会開会日前に公開する 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度中における実施時期の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会
	会議及び委員会等の公開	委員会の自由傍聴 の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の傍聴については、許可制となっている。だれもが希望すれば可能な状態ではあるが、会議の市民への公開の観点から、本会議と同様に自由に傍聴できる環境づくりを進めていく必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の傍聴は自由傍聴とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の権限に係る条文等の具体的なルールづくりについては、先進地事例等を参考に、次のステップにおいて検討する場を設け明らかにしていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度中における条例改正等の道筋の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな組織で課題整理 ↓ ・議運において決定

「議会改革・運営ビジョン」一覧

大項目	中項目	検討すべき項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由 等 〔現在ある状態〕	実現方策等			
				市議会の方向性 〔議会活動・運営をどうしていく〕	手段・手順・方法 〔どのようにして〕	達成時期等 〔いつまでに〕 ・残された課題	実践してい く場・組織
議会活動の市民説明と情報の共有化	インターネットによる映像配信	インターネットによる映像配信	・インターネット社会において、インターネットを活用した映像配信は、各議会において標準装備となってきた。限られた経費の中で可能性を模索する必要がある	・インターネットの録画配信に向け取り組んでいく	・実施時期については、財政的な課題解決によるところが大きい		
	各種会議のテレビ中継の実施	各種会議のテレビ中継の実施	・常任委員会及び特別委員会のテレビの録画撮りについては、委員長許可により対応しているが、テレビ中継は導入されていないため、今後検討を要する	・費用対効果の観点から実施は困難	・実施時期については、先送りとする		
	議会報告会の継続実施に向けた根拠づけ	議会報告会の継続実施に向けた根拠づけ	・議会報告会の開催の拠り所を、自治基本条例としているものの、条例からは、何のために、いつまで、どうして行っているかが読み取りにくい ・議会活動等を担保できる新たな規定について検討する必要がある	・議会の構成が変わっても、議会報告会を継続していくことができる方法や仕組み等について研究・検討を行っていく		・平成24年度中に結論を出す	・新たな組織において検討
広報・広聴委員会の設置(案)と役割・機能等の明確化	広報・広聴委員会の設置(案)と役割・機能等の明確化	・市民の意見を議会活動に反映していくためには、広聴機能を強化する必要があり、担当する委員会の役割と機能を明確にする必要がある	・従来の広報機能に加え、新たに市民の意見等を政策に反映させるため、広聴機能を有する「広報・広聴委員会(案)」を設置する	・議会だよりの編集発行、議会ホームページの編集、議会報告会等の企画・運営を担うとともに、調整機能を果たしていく	・平成24年度中における実施時期の明確化 ・位置づけと規約等の整備が課題	・新たな組織で課題整理 ↓ ・議運決定	

「議会改革・運営ビジョン」一覧

大項目	中項目	検討すべき項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由 等 〔現在ある状態〕	実現方策等			
				市議会の方向性 〔議会活動・運営をどうしていく〕	手段・手順・方法 〔どのようにして〕	達成時期等 〔いつまでに〕 ・残された課題	実践してい く場・組織
		子どもたちによる傍聴の学校側への働きかけとその実現	・議場で二元代表制としての議会の様子を体感することで、子どもの頃から市政に関心を持ってもらう	・傍聴対応については、教育委員会等と調整し、各学校に働きかける	・小中学校のニーズを確認する。 ・カリキュラムの設定等の受け皿づくりを検討し用意する	・平成24年度中の検討・調整	・新たな組織で課題整理 ↓ ・議運において決定
		市民向けの政務調査費及び委員会管外視察の報告の実施	・市費による調査活動等の市民向けの報告を行い、目的とその成果を明らかにすることで、市民の議会活動に対する理解を進める ・現在実施している政務調査の報告会への市民参加等も合わせて模索する	・市民向けの政務調査費の報告については、本会議場で全員協議会において報告する	・報告の市民周知については、報道機関等あらゆる手段を用いて、市民による傍聴を実現する。 ・委員会の管外視察の報告書は委員長が作成し、ホームページで公開するとともに、議会報告会において委員会活動の一環として報告する	・平成24年3月から実施	・各会派 ・常任委員会
		議長による記者会見の実施	・合議体としての議会が何をしたのか、何をしようとしているのか発信力が弱い ・必要に応じて情報発信を行い、市民の理解を得る必要がある	・必要に応じて、議長による記者会見を実施する	・実施にあたっては、委員長会、議会運営委員会などで内容を協議した上で実施する ・記者会見の際の委員長等の同席については、必要に応じて対応していく	・条件が整った段階で実施 ・システムづくりが課題	・その都度、議運等において協議
	議会活動への市民参加	市民モニター制度導入による市民参加と議会活動への意見反映	・議会に対する市民の関心は低く、議会活動への市民参加が進んでいないことから、市民モニター制度により、議会に関心を持ってもらい、市民の声を直接議会活動に反映できる体制づくりを進めていく	・早期の導入は見送る	・今後、設置を想定している「広報・広聴委員会」において、手法等も含め検討していく	・平成25年5月以降(次期改選期以降)に検討	・新たな組織で課題整理 ↓ ・広報・広聴委員会 ↓ ・議運で決定

「議会改革・運営ビジョン」一覧

大項目	中項目	検討すべき項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由 等 〔現在ある状態〕	実現方策等			
				市議会の方向性 〔議会活動・運営をどうしていく〕	手段・手順・方法 〔どのようにして〕	達成時期等 〔いつまでに〕 ・残された課題	実践してい く場・組織
		請願・陳情者の説明機会の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・請願・陳情審査において、請願・陳情者による説明の機会を設けることで、情報の共有化により適切で充実した審査を行うことが可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・請願及び陳情者の趣旨説明については、当該案件が付託された委員会が必要と認めた場合に限り、参考人制度を活用して機会を保障していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・紹介議員の趣旨説明は、会議規則どおり委員会が必要と認めた場合に行うが、事前の委員会への文書等による申し出等を行う ・請願及び陳情者の趣旨説明については、当該案件が付託された委員会が必要と認めた場合に限り、参考人制度を活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度中における条件整備 ・規則・条例等の改正が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな組織で課題整理 ↓ ・議運で決定 ↓ ・委員長会 ↓ ・常任委員会
		参考人制度の積極的活用	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会において、当該団体の事務に関して、調査・審査のために当事者や利害関係人、学識経験者からの意見を求めることで、より適切な審査が可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会審査及び調査を充実させるため、参考人制度を積極的に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人制度の活用については、委員会予備日を活用し実施していく ・また、案件によっては、閉会中の継続審査の申出を行い対処する 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会
		市民アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に対する市民の率直な意見や考え等を知ることで、日常的な議会活動を診断し総合点検を行うことができる ・市が実施している市民アンケートに議会に関する項目を追加するなどの方法がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革につなげるため、目的と内容を明確にして、市民アンケートを実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な時期に必要な方法により実施する 		<ul style="list-style-type: none"> ・新たな組織で課題整理 ↓ ・広報・広聴委員会 ↓ ・議運決定
市議会議長の責務 (第24条)	公正中立な職務と遂行	検討すべき項目なし	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目であった「議長による定例記者会見の実施」については、第23条へ移行させたため、検討すべき項目なし 				

「議会改革・運営ビジョン」一覧

大項目	中項目	検討すべき項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由 等 〔現在ある状態〕	実現方策等			
				市議会の方向性 〔議会活動・運営をどうしていく〕	手段・手順・方法 〔どのようにして〕	達成時期等 〔いつまで〔に〕〕 ・残された課題	実践してい く場・組織
	円滑かつ効率的な議会運営	検討すべき項目なし		(This row is crossed out with a diagonal line)			
	議会事務局職員の適切な指揮監督	議会の意向を実現できる事務局体制	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の専門性を高め、議会活動を充実していくためには、そのことをサポートする議会事務局職員の体制を強化する必要があり、議会の意向が実現できるように対応していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営ビジョン一覧(案)を実現するため、事務局体制を強化していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局体制に係る人事について、議長として市側と協議の場を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年12月 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長
市議会議員の責務(第25条)	市民全体の利益を優先した政策提言	市民益につながる政策提言	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の地域のみならず、市民全体の市民益につながるような政策提言を行う必要がある ・各議員が専門性を高め、政策立案ができるようにしていく必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策提言ができる議員としての資質を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員活動を通じて、政策提言のための課題等を拾い上げ、議会における全員参加型の政策形成サイクルに反映させていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員
	政治倫理の確立	議員政治倫理条例の研究	<ul style="list-style-type: none"> ・県下においても政治倫理条例が可決されている議会もあり、今後制定に向けた研究が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員責務として政治倫理を確立していくため、引き続き研究を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究に基づき、議員自らが点検を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度中に結論を出す ・条例の必要性が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな組織で研究

「議会改革・運営ビジョン」一覧

大項目	中項目	検討すべき項目	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等 〔現在ある状態〕	実現方策等			
				市議会の方向性 〔議会活動・運営をどうしていく〕	手段・手順・方法 〔どのようにして〕	達成時期等 〔いつまで〔に〕〕 ・残された課題	実践している 場・組織
	自己研鑽	検討すべき項目なし	・議員には市民の意見等を政策化し、提案する能力が常に求められているため、検討すべき項目なし	/			
政策の調査、 審議のための 機関 (第26条)	調査、審議を 学識経験を有 する者等に求 めること 学識経験の指 定にあたって 市民の多様な 意見の反映	検討すべき項目なし	・附属機関の設置については、設置が必要になった段階において検討すれば良いため、検討すべき項目なし	/			
市議会事務局 職員の仕事 (第27条)	市議会の活動 補佐	事務局体制の強化	・議会の専門性に伴い事務局の専門性が求められることから、在職年数を拡大し、議会活動をサポートできる体制づくりが必要となる	・議会改革の実効性を上げるため、事務局体制の充実を図る	・当面、事務局職員1名の増員を図る	・平成25年4月からの実現を目指す ・議会改革に伴う増員でありビジョンの実現方策が課題	・議長
	職務の遂行に 必要な知識と 能力の向上	法務・調査担当の 専任化	・政策立案型の議会にシフトしていくためには、法務・調査担当の専任化が必要になる	・議会の政策立案能力を高めるため、法務担当者の併任を継続させる	・法制担当者の併任継続に係る議会側の意向を市側へ伝える	・毎年12月	・議長